

BizPLUSご契約にあたっての重要事項説明書① – 共通 –

株式会社ジョインアップ（以下「当社」といいます）提供のBizPLUS通信サービス（以下「本サービス」といいます）をご契約いただきまして、誠にありがとうございます。ご契約にあたり、本書の注意事項をご確認をお願いいたします。なお、ご不明点につきましては、担当スタッフへご確認をお願いいたします。

以下、BizPLUS全プラン共通の重要事項説明です。BizPLUS通信サービスをご契約時には必ずご確認ください。

① BizPLUSご契約にあたっての重要事項説明書

※BizPLUS通信サービスをご契約時には必ずご確認ください

A サービスについて

- 「BizPLUS利用規約」（以下「利用規約」といいます）および、携帯電話事業者の定める約款その他利用条件に従っていただきます。
 - 必ずお客様本人によるお申し込み手続きをお願いします。
 - ご契約いただくSIMの登録事務手数料としてSIM 1枚につき3,000円を初月のご利用料金と合算で請求させていただきます。
 - 当社は、スマートビリングサービス株式会社に、月額使用料など（以下「利用料」といいます）の請求・回収業務を委託します。支払いは、スマートビリングサービス株式会社経由で、毎月口座振替またはクレジット会社より引き落とされます。契約開始月の基本使用料は、無料となります。支払名義人がお客様と異なる場合、ご契約時に支払名義人の本人確認と家族関係が確認できる書類・支払同意書への記載・押印等が必要です。
 - 初回請求は契約開始月の翌々月となり、SIM登録事務手数料＋1か月目利用料（但し基本使用料を除く）＋2か月目利用料の合計となります。なお、契約開始月を1か月目とします。
 - SIMカードをお客様ご本人以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。また、SIMカードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害について、当社は一切責任を負いません。
 - サービス開始時に送付させていただく開始通知書にてお客様ID（以下、「顧客ID」といいます）を記載させていただいております。顧客IDは問い合わせ依頼時や各種設定変更依頼時のご契約代表者様の本人確認の為のIDとなりますため十分な管理をいただけますようお願いいたします。お客様都合による管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害について、当社は一切責任を負いません。
 - 契約途中の社名や住所の変更時には当社指定の法人確認書類および本人確認書類の確認をさせていただくことが必要です。確認書類に不備があった場合等に関しましてはお受け付けが不可となる場合がございます。また譲渡にあたる情報変更に関しては受付不可とさせていただきます。
 - 原則、商品送付先はご契約住所となり配送業者での転送のお受けはできません。ご契約住所と異なる住所への商品送付をご希望される場合は本申込書4枚目【D】欄にご記入の上、商品送付先の証明書類の提出が必要となります。
-

B ご用意いただくもの

- 本サービスのお支払方法は口座振替もしくはクレジットカードのみとなります。
- 本サービスのお申し込みを完了させるうえで、当社指定の法人確認書類および本人確認書類の確認をさせていただくことが必要です。

C 個人情報について

- 当社または当社の提携先等が、お客様の個人情報や履歴情報等を自ら利用または提携先等第三者へ提供すること、その提供するサービスや商品に関する案内または広告宣伝を、電子メール等により行うことができるものとします。

D 故障・修理

- SIMカードの故障、修理についてはBizPLUSサポートセンターにご相談ください。

E 停止・再開について

- 当社に対する支払いを遅滞した場合、本サービスの提供を停止させていただくとともに、年14.5%の延滞利息が発生する場合があります。また、お支払いが確認できない場合強制解約とさせていただきます。
- 紛失等によるお客様からのご申告があった場合、通信サービスを停止させていただきます。紛失等の緊急のご依頼の場合でも、ご入電のお時間によっては当日の受け付けができない場合がございますのでご了承をお願いいたします。詳しくはBizPLUSサポートセンターにお問い合わせください。
- 料金未払いにて通信サービスを停止中の場合、お支払いの確認日からご利用再開まで3営業日程度かかりますので、左記ご認識のうえ未払いの無いようにご利用をお願いいたします。なお、未払いによる停止の解除を、緊急対応にてお受け付けすることはいたしかねますのでご了承をお願いいたします。また、紛失によりサービス停止をおこなった際も、発見による停止解除のご連絡をいただいてからご利用再開まで3営業日程度かかりますのであらかじめご了承をお願いいたします。
- 料金の未払いまたは、紛失等でサービスを停止する場合、停止までに約3営業日程度かかります。お支払いの報告、または発見による停止解除の依頼をいただいても入れ違いにてサービス停止となる場合がありますのであらかじめご了承をお願いいたします。

F 解約について

- 解約の際はBizPLUSサポートセンターに解約をご希望の旨をご申告ください。お客様からのご申告後、通常2営業日後に当社より解約合意書（以下「合意書」といいます）をお送りいたします。合意書に記載の、注意事項をご確認のうえ、合意書にご署名・ご捺印いただき指定住所までお送りください。解約の受付は合意書の到着をもって解約の受付とさせていただきます。お送りいただきました合意書に不備があった場合は解約受付が不可となりますので、合意書を再提出していただくことになります。また、下記締日によって定める解約月の末日を解約日とさせていただき、解約日に通信が停止いたします。当月解約は当月25日（25日が土・日・祝日の場合はその直前の平日）までに届いた不備の無い合意書を当月解約受付分とし、到着が26日以降の合意書に関しましては翌月解約受付分となります。
- 本サービスのSIMカードは貸与品となるため、解約の際はSIMカードの返送が必須となります。なお、ご返却いただくSIM

の送り間違いにより発生した損害について当社は一切責任を負いません。ご返却いただくSIMカードはお間違えの無いようご注意ください。また、別途定める期日までにご返却いただけない場合、SIMカード損害金3,000円が発生します。

■ 割賦残債がある状態で本サービスを解約される場合は割賦残債料金を一括請求させていただいております。

■ 月の途中での本サービスご解約の場合も、1ヵ月分の月額料金のご請求となります。※日割りにはなりません。

G 月々割の適用条件

■ 本サービスの契約申込と同時に、弊社所定の端末機器を弊社から購入いただいた場合、本申込書●枚目に記載の月月割金額を、本サービスの毎月の基本使用料月額（回線料金）から割引させていただきます。なお、月月割の適用期間は、本サービスの契約開始月の翌月から最低利用期間終了翌月までとし、理由の如何を問わず、本サービスに関する契約が終了した場合、月月割の適用も終了するものとします。

H その他

■ お客様は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。

① 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜グループまたは特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、および、過去（個人の場合は過去5年以内）に反社会的勢力でなかったこと。

② 自己の役員および従業員が反社会的勢力でないこと。

③ 自己への出資者、株主、その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力でないこと。

④ 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと。

⑤ 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。

⑥ 反社会的勢力を利用しないこと。

■ お客様は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証します。

① 当社または第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める暴力的要求行為

② 当社または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 当社に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為

④ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

⑤ 前各号に準ずる行為

■ お客様は、お客様が前述の表明保証のいずれかに違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、当社が、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、本サービスに関する契約等その他お客様と当社との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができること、および、当該解除が行われた場合であっても、お客様は当社に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないことを、あらかじめ表明、確約します。

- 本書の原本はお客様で大切に保管ください。なお、お問い合わせの際は、本書をお手元にご用意ください。
- 本サービスに関する各種お問い合わせは、BizPLUS取扱店、もしくはBizPLUSサポートセンターまでお願いいたします。
- 本サービスへのお申し込み後のキャンセルはお受け付けできません。
- 本書に記載の金額はすべて税抜価格となります。

BizPLUSサポートセンター

0120-993-766